

長岡市告示第131号

長岡市営東山テニスの管理及び運営に関し令和3年3月31日長岡市告示第174号で告示した内容に以下のとおり変更があったため、長岡市テニスコール条例（昭和63年長岡市条例第10号）第13条第2項の規定により告示します。

令和6年3月25日

長岡市長 磯田 達伸

1 変更する事項

供用期間及び開場時間を定める期間

2 変更内容

変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで